

令和5年宇治田原町予算特別委員会

令和5年12月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第62号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）  
（総務課、企画財政課、税住民課、建設環境課、産業観光課、  
議会事務局所管分）
- 日程第2 議案第67号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を  
制定するについて
- 日程第3 議案第68号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正  
する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第69号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第70号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第65号 令和5年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第66号 令和5年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第62号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）  
（福祉課、健康対策課、子育て支援課、学校教育課、社会教  
育課所管分）
- 日程第9 議案第72号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第63号 令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補  
正予算（第1号）
- 日程第11 議案第64号 令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1. 出席委員

委員長	10番	原田周一	委員
副委員長	8番	今西利行	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	榎木憲法	委員
	3番	馬場哉	委員

4番	森山	高広	委員
5番	山本	精	委員
6番	宇佐美	まり	委員
7番	藤本	英樹	委員
9番	上野	雅央	委員
12番	浅田	晃弘	委員

1. 欠席委員                   なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
政策	監	星野	欽也	君
総務担当	理事	奥谷	明	君
建設事業担当	理事	垣内	清文	君
教育次	長	黒川	剛	君
総務課	長	村山	和弘	君
総務課課長	補佐	西尾	岳士	君
企画財政課	長	中地	智之	君
税住民課	長	廣島	照美	君
福祉課	長	中村	浩二	君
福祉課課長	補佐	太田	智子	君
健康対策課	長	岡崎	一男	君
健康対策課課長	補佐	奥西	正浩	君
子育て支援課	長	岩井	直子	君
子育て支援課課長	補佐	小川	英人	君
建設環境課	長	谷出	智	君
上下水道課	長	下岡	浩喜	君
上下水道課課長	補佐	垣内	紀男	君

学校給食共同調理場 木 村 幸 治 君  
所 長

社 会 教 育 課 長 立 原 信 子 君

社会教育課課長補佐 岡 崎 貴 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月4日及び6日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第62号、「令和5年度一般会計補正予算（第4号）」をはじめとする補正予算6議案及び関係条例の改正4議案を併せて、合計10議案について、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

本日の出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

それでは、ここで委員長として一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

この1年間、委員の皆さんのご支援、ご協力をいただき、大過なく務めることができ、厚く御礼申し上げます。

申合せにより、任期が1年となっております。ここに1年間、予算特別委員会の委員会運営につきまして、関係各位のご協力により無事終了させていただきましたことに心から感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○副委員長（今西利行） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（原田委員長 除斥）

○副委員長（今西利行） 早速ですが、原田委員長より、委員長を辞任したい旨の辞任願が提出されました。

委員長及び副委員長の辞任に当たっては、委員会条例第11条により、委員会の許可を得なければならないとされていますことから、ただいまより、原田委員長の辞任許可についてお諮りしたいと思います。辞任について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（今西利行） 異議なしと認めます。よって、原田委員長の辞任は許可されたものいたします。

（原田委員 入室）

---

### ◎委員長の選任について

○副委員長（今西利行） この際、委員長の選任を日程に追加し、委員長の選任に移りたいと思います。

委員長の選任は、委員会条例第7条により、委員会において互選するとされております。どのように選任したらよろしいでしょうか。

（「議長一任で」と呼ぶ者あり）

○副委員長（今西利行） 議長一任でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（今西利行） そうしたら、議長よりお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） それでは、私のほうから指名させていただきます。

委員長に宇佐美委員を指名させていただきたいと思います。

○副委員長（今西利行） これでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（今西利行） それでは、宇佐美委員、委員長席にお移りください。

○委員長（宇佐美まり） 改めまして、おはようございます。

ただいま選任いただきました宇佐美でございます。

予算特別委員会が円滑に運営できますよう、委員各位のご協力のほど、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○委員長（宇佐美まり） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（今西副委員長 除斥）

○委員長（宇佐美まり） 早速ですが、今西副委員長より、副委員長を辞任したい旨の辞任願が提出されました。

委員長及び副委員長の辞任に当たっては、委員会条例第11条により、委員会の許可を得なければならないとされていますことから、ただいまより、今西副委員長の辞任許可

についてお諮りしたいと思います。辞任について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) 異議なしと認めます。よって、今西副委員長の辞任は許可されたものといたします。

(今西委員 入室)

○委員長(宇佐美まり) 今西委員。

○委員(今西利行) それでは、ここで、副委員長退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ここに1年間、委員長を補佐し、無事に副委員長の職務を終了させていただきましたことに心から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

---

### ◎副委員長の選任について

○委員長(宇佐美まり) ただいま副委員長が欠員となりました。

この際、副委員長の選任を日程に追加し、副委員長の選任に入りたいと思います。ご意見ございませんか。

(「議長一任で」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) 議長一任にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) 浅田議長。

○議長(浅田晃弘) 議長一任ということでございますので、副委員長に山本委員を指名させていただきますと思います。

○委員長(宇佐美まり) ただいま、議長より、副委員長に山本委員のご指名がありました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) それでは、副委員長に山本委員、よろしく願いいたします。山本委員、自席でご挨拶をお願いします。

○副委員長(山本 精) 山本です。

宇佐美委員長と共に、円滑な運営ができますように努めさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

これで挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○委員長(宇佐美まり) ここで、暫時休憩をいたします。席の移動をよろしく願いし

ます。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時11分

○委員長（宇佐美まり） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

先ほど、前委員長のご挨拶にもございましたが、本日の委員会は、去る12月4日及び6日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第62号、「令和5年度一般会計補正予算（第4号）」をはじめとする補正予算6議案及び関係条例の改正4議案を合わせて合計10議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

12月定例会も、12月4日に開会をしていただきまして、この間、一般質問、また、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

また、本日は、予算特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。最後まで、どうぞよろしく願い申し上げます。

先ほどの議事にありましたとおり、原田周一委員長様、また、今西利行副委員長様には、1年間にわたる委員会運営、大変お世話になり、ありがとうございました。

また、新しく就任されました宇佐美委員長様、また、山本副委員長様におかれましては、大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いを申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第62号から議案第66号と議案第72号の各会計補正予算6議案及び議案第67号から議案第70号の条例関係4議案の合計10議案でございます。

後ほど各議案の説明をさせていただきたいと存じますが、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（宇佐美まり） ありがとうございました。

それでは、お手元に配付しております日程表により審査を行います。

予算審査の進め方といたしましては、日程にありますように、常任委員会所管ごとの審査とし、まず、総務課、企画財政課、税住民課、建設環境課、産業観光課、議会事務局所管分より行うことといたします。

討論、採決に当たっては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。  
また、先に一般会計補正予算、続いて所管の企業会計補正予算、また、特別会計補正予算の順に進めていきます。

関係条例につきましても、補正予算説明後、併せて議題といたします。

---

### ◎議案第62号及び議案第67号～議案第70号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） これより議事に入ります。

日程第1、議案第62号、「令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局より説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第62号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第62号の議案書並びに横表の資料をもってご説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ4,599万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ53億3,152万8,000円とするものでございます。

それでは、総務建設常任委員会所管に係る補正の主なものにつきまして、横表の資料でご説明を申し上げます。

1 ページ、事業番号1番、職員人件費でございます。

人事院勧告に基づく給料表の改定、勤勉手当の支給月数の改定によるもの、また、人事異動等に伴います職員人件費の補正でございまして、一般会計分といたしまして、1,196万6,000円を増額するものでございます。

事業番号5番、税住民課所管の住民基本台帳ネットワークシステム運営費でございます。

番号法の一部改正により、住民票の写し等の記載事項に氏名の振り仮名を付記する必要が生じたため、住基ネットワークシステム等の改修に要する費用といたしまして、国庫補助金を財源として598万円を追加するものでございます。

2 ページ、事業番号9番、建設環境課所管の家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業費でございます。

こちらは、太陽光発電と蓄電池の設置により、家庭での自立型再生可能エネルギーの利用を促すことを目的とする補助金で、今回、京都府から追加内示に伴いまして、5件



分80万円を追加するものでございます。

事業番号13番、議会事務局所管の議員報酬等でございます。

こちら、人事院勧告に基づきまして、期末手当を0.1月引き上げる改定に伴うもので、所要額30万6,000円を追加するものでございます。

事業番号14番、会計年度任用職員報酬等でございます。

一般職同様に、給料表の改定と勤勉手当の支給月数の改定によるもので、837万円を追加するものでございます。

以上、まずは総務建設常任委員会所管分のご説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（宇佐美まり） 次に、人件費補正予算に関連いたします議案として、日程第2、議案第67号、「宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」、日程第3、議案第68号、「特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」及び日程第4、議案第69号、「宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」並びに日程第5、議案第70号、「宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」を併せて議題といたします。

次に、当局より、関連します条例改正4議案について説明を求めます。村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） それでは、議案第67号、「宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第67号の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1、趣旨でございますが、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の一般職等に係る給与につきまして、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)給料表の改定につきましては、初任給を高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料表の引上げ、平均改定率1.1%を行うものでございます。

(2)期末・勤勉手当支給月数の改定につきましては、一般職員でそれぞれプラスの0.05月、合計でプラス0.1月、再任用職員でそれぞれプラス0.025月、合計でプラスの0.05月

分を改定するものでございます。

(3)は、期末・勤勉手当支給月数の均等化ということで、令和6年度6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、上記の(1)と(2)は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用、(3)につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第68号、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第68号の資料をご覧ください。

まず、1、趣旨でございますが、先ほどの一般職と同じく、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく、こちらは特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)期末手当支給月数の改定につきましては、町長、副町長及び教育長の現行年間3.30月から3.40月に0.10月引き上げるものでございます。

(2)は、先ほどの議案と同様に、令和6年度6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等となるように配分するものでございます。

3の施行期日につきましては、上記の(1)は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用、(2)につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第69号、「宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第69号の資料をご覧ください。

まず、1、趣旨でございますが、先ほどの特別職と同じく、町議会議員に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)期末手当の支給月数の改定につきましては、現行の3.30月から3.40月に0.10月引き上げるものでございます。

(2)、こちらは、先ほどの議案と同様に、令和6年度6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等となるように配分するものでございます。

3、施行期日につきましては、同様、上記の(1)は公布の日から施行し、令和5年12月

1日から適用、(2)につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第70号、「宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第70号の資料をご覧ください。

1、趣旨でございますが、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく一般職の職員に係る給与改定に準じまして、会計年度任用職員の給料表を引き上げるほか、常勤職員と同様に遡及適用を行う規定を定める改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)給料表の改定につきましては、会計年度任用職員給料表を引き上げ、一般職給料表の1級及び2級と同額とするものでございます。表につきましては、参考にフルタイム勤務の場合の給料月額を記載させていただいております。

(2)遡及適用に係る規定の追加につきましては、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて会計年度任用職員の給与の遡及改定を行うため、遡及適用や内払いに係る規定を定めるものでございます。

参考といたしまして、期末手当の支給月数につきましても、一般職の給与条例の規定を準用するとされておりますことから、人事院勧告に伴う一般職の給与条例の改正に伴い、支給月数の引上げとなるものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（宇佐美まり） 説明が終わりました。

それでは、日程第1から、順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第62号に係る関係課所管分について、質疑のある方は挙手を願います。山内委員。

○委員（山内実貴子） それでは、先ほどご説明のありました横表の2ページ、9番の建設環境課、家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業費なんですが、先ほどご説明で5件分というお話をいただきました。今、もう既に問合せ等はあるのでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） はい、ございます。

○委員長（宇佐美まり） 山内委員。

○委員（山内実貴子） それは、5件分で足りるようなものなのか、今後増えていくような感じはあるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（宇佐美まり） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今現在、お問合せいただいていたのが7件ございます。ただ、その7件全てにおいて交付の要件に当てはまるかというのは、今後、この補正予算のほうを可決いただいてから確認させていただいて、順次手続に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 山内委員。

○委員（山内実貴子） やはり今、いろいろなエネルギーというところにすごく注目されているので、今後また需要が増えてくるかと思うんですが、今後そういう、今回は5件の分ということですけども、今後もそういうふうな形で、補正等はあるそうなんでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今年度につきましては、これが追加の内示ということ、京都府からの補助金で事業費の立てつけをしておりますので、今年度につきましては、今回の内示で多分終わりというところでございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、今後、今計画の策定を進めております環境基本計画のほうにも記載している内容でございますし、とにかく京都府の補助金に頼っている部分がありますので、京都府の配分状況と調整しながら、予算の獲得のほう、お願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 山内委員。以上でよろしいですか。

○委員（山内実貴子） はい。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今のことにちょっと関連してなんですが、太陽光発電、これたしか、私、一般質問でもさせていただいて、当初予算のときに既にゼロやったという記憶があって、今回、これ5件、まあまあということなんですけれども、昨今の世界情勢からいえば、石油なんかのかなり価格が高騰しているということからすると、もっと需要があるのではないかという気はするんです。

今回5件という、先ほど答弁があった根拠ですね。この辺がもし、どういう算定で、

実際に7件の問い合わせに対し5件分の予算ということなんですけれども、そのあたり、もう少し詳しくご説明願えたらと思うんですが。

○委員長（宇佐美まり） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、この事業費につきましては、京都府の補助金のほうを基にしておるところがございまして、一旦、京都府のほうで年度当初に、京都府内の各市町で、同じような補助金のほうをつくっている市町が多いので、配分されます。それで使われずに戻ってきた金額が、この時期になるとあるんで、そういうのを精査して、宇治田原町は、追加の補助金が欲しいと手を挙げていましたので、京都府から5件ぐらい宇治田原町のほうに回せます。というようなお話の中でなので、こちらから5件、10件、欲しい言うていたわけではなくて、京都府のほうで用意できる金額が5件分やったというところがございます。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） よく理解した。

だから、5件というのは、こちらの需要の云々ではなくて、あくまで京都府さんからの予算における割当てということでの理解でよろしいですね。

そうすると、恐らくこれ、前回もそうなんですけれども、例えば緑苑坂なんかの新築の家というのが、過去からずっと対象やったと思うんですけれども、これから5件以上出てきたときには、また何か、町独自の予算で対応されていくというような理解でいいんでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほど山内委員の質問にもご答弁させていただいたとおり、今年に限っていえば、京都府からの追加内示がこれで打ち止めになるかと思っておりますので、これで最後です。

町独自というのは、今年度については検討しておりません。来年度以降、今年の申請状況を見ましたら、需要が高まっているというふうなのが見えますので、京都府のほうに、1件でも多くの補助金、こちらのほうに回していただけるように調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、先ほどとは違うんですが、横表の2番、企画財政課の基幹

系システム運営費、これ約670万円ほど、結構改修の費用が大きいんですけれども、具体的にどのような内容なんでしょうか。もう少し詳しく説明していただけたらと思うんですが。

○委員長（宇佐美まり） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 基幹系システム運営費でございますが、こちらは、国のほうが今進めておりますシステムの標準化に向けまして、現行、本町が所有しております基幹業務支援システムの移行に関する各種作業、そういったものに係る費用を計上しているものでございます。

財源については、国のほうからの補助金を100%充当させていただくというものでございます。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） 今言われた説明では、ここの事業の概要のところに書かれていること、この概要に書かれることがちょっと分からないので、今お聞きしたんですけれども、もう少し何か詳しく分かれば。

この標準システムへの移行というのが具体的にどんなものかいう、その辺もし、よければ教えていただきたいんですけれども。

○委員長（宇佐美まり） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） ちょっと説明が不足しておりまして、申し訳ございません。

基幹業務支援システムというシステムは、自治体の税業務であったり住基業務であったりと、そういったところをシステムに頼って事務をしておりますけれども、そういう市町村が持っているシステムを全て、国の仕様に基づいて一元化していくと、今そういう流れにあります。

今使っている基幹業務支援システムを新しい国のシステムに合わせるために、移行しないといけません。そのために、今準備をしているというところで、データを吐き出して次のシステムに取り込んでもらうための、そういう調整といいますか、そのための費用ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） そうすると、何となくぼやっと理解はできるんですけれども、例えば先日、総務建設常任委員会のほうであった、例えば戸籍の証明書を、全国で取得でき

るというようなイメージで捉えておっいたらいいということですか。そうでもないんですか。

○委員長（宇佐美まり） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 今、原田委員がおっしゃったのも、DXといいますか、その流れの中の取組の一つかと認識しておりますけれども、もう一方で、今、各自治体が、いろいろな開発事業者のシステムを使っている現状があります。京都においても、一つのシステムでなくみたいなどころがありますけれども、それを国の仕様で、統一したシステムを使っていきましょうという流れの、こちらは対応ということです。繰り返しになりますけれども、税のシステムであったり、住基のシステムであったり、あるいは福祉系のシステムであったりというところを、国が求める仕様に合わせるために、それなりの移行期間が必要ですので、その準備をしているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） システムそのもののことはよく理解できました。私、なぜそういうシステムのことで、全国統一ということで、なぜお聞きしたかいうたら、よく銀行のオンラインとか、あるいは銀行協会で、ここはUFJが止まったら、ほかの銀行も全部止まってしまったとか、あるいは、携帯もそうなんですけれども、そういうトラブルってありますよね。

ですから、何も統一することがいいということではなくて、その辺の、当然セキュリティーとかメンテナンスとか、いろいろなことを考えると、何か、統一するのがどうかな。というようなこともちょっと思っているんですけれども、その辺の心配いうのは、別に、それは国のことなので、最善のベストな方法で、多分やられていると思うんですけれども、トラブル対応ということを見ると、どうかなという懸念が残るんですけれども、そのあたりは何か、どうなんでしょう。

○委員長（宇佐美まり） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） こちらは、国が進める方針に基づきまして、市町村が主体的に、これをやりませんということが選択できないというのが実情でございます。

目的は、やはり全国的に同じシステムを使うことで、いろいろな遺漏をなくしたりであったりとか、マクロで見れば、恐らくはスケールメリットが出てくるであろうという目的の下に進められているのかなというふうには理解をしております。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） メリットのほうが大きいということは十二分に理解できますので、できる限りトラブルの起こらないような形で、機械のことなので、お願いします言うたところで、どうしようもないことやと思うんですけれども、その辺は留意して運用していただけるよう、よろしく願いいたします。

それと、次に、3番目、その下なんですけれども、この概要のところ、森林環境税の賦課徴収に伴う改修ということなんですけれども、これ、森林環境税というのは既に配付とか、来ていますよね、お金、税金ね。これ、何か特別、新たに追加みたいなイメージで、ちょっと私、受けたんですけれども、そうでもないんですかね。そのあたり、どうでしょう。

○委員長（宇佐美まり） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 森林環境税につきましては、令和6年度から、住民税に合わせて賦課徴収させていただくことになります。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、今までは先行して来ていたけれども、あくまで賦課というのは全然されていなかった。今後、令和6年度から新たにいう理解でいいわけですね。

○委員長（宇佐美まり） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） そのとおりでございます。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） 分かりました。以上です。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第1、議案第62号に係る関係課所管分の質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第67号について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第2、議案第67号の質疑を終わります。

次に、日程第3、議案第68号について、質疑のある方は挙手願います。今西委員。



○委員（今西利行） この件についてですが、物価高騰が続く中、また賃金が上がらない中、多くの住民が経済的に苦しい状況に追い込まれているということは、るるテレビでも報道されているところです。

本町におきましても、財政が厳しい中で、高校生通学費の補助の減とか敬老祝い金の減額なども行われているところです。また、特別職においても、この前の条例のほうで給与が減額されている状況でございます。

このような中で、今回の期末手当の引上げの増額は、いかななものかというふうに考えております。到底、住民の理解が得られないと考えているんですけれども、そのあたりいかがですか。

○委員長（宇佐美まり） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず、特別職の給与の考え方でございますけれども、これまでより、本町では一般職・特別職につきましても、人事院勧告に準拠しているところでございます。そうしたことから、人事院勧告に基づいて月数等が上げられることから、それに準拠して改正するべく、ご提案申し上げているものでございまして、先ほど委員おっしゃいましたような、例えば厳しい財政状況の中とかいう点に関しましては、これとは別に、別途減額条例等も、今現在も規定しているところでございますので、今後につきましても別途、また特別職のほうで判断していくことになろうかと思いますが、まず制度としては、本町では人事院勧告に準拠しているというものでございます。

以上です。

○委員長（宇佐美まり） 今西委員。よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。結構です。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第3、議案第68号の質疑を終わります。

次に、日程第4、議案第69号について、質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） これについても、そうやけれども、今西委員のほうからありましたけれども、町の財政難というふうに言われています。歳出削減をされている中で、物価高騰あるいは消費税増税、年金の引下げ等、住民の暮らしや営業が深刻な中、やはり今回の議員に対する期末手当引上げについては反対だということを意見として申し上げておきます。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第4、議案第69号の質疑を終わります。

次に、日程第5、議案第70号について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第5、議案第70号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第65号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） 次に、日程第6、議案第65号、「令和5年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、日程第6、議案第65号、令和5年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

これは、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費などを補正するものです。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、水道事業費用の営業費用で123万9,000円を減額し、補正後の予算総額を2億9,362万9,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出の建設改良費で16万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億9,963万2,000円とするものです。

また、たな卸資産購入限度額につきましては、資材価格の高騰などの理由によりまして100万円を追加し、補正後の限度額を400万円とするものです。

議案第65号資料、A4の横表1枚をご覧ください。

収益的支出の水道事業費用では、営業費用で総係費123万9,000円を減額、資本的支出では、建設改良費で事務費16万3,000円を追加、これらは給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費の補正となっております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宇佐美まり） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) ないようでございますので、日程第6、議案第65号の質疑を終わります。

---

◎議案第66号の説明、質疑

○委員長(宇佐美まり) 次に、日程第7、議案第66号、「令和5年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) それでは、日程第7、議案第66号、令和5年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

人事院勧告等に基づく給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費の補正をするものです。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、下水道事業費用の営業費用で12万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億3,665万1,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出の建設改良費で11万9,000円を追加し、補正後の予算総額を5億2,903万7,000円とするものです。

議案第66号資料、A4横表1枚をご覧ください。

収益的支出の下水道事業費用では、営業費用で総係費12万1,000円を追加、資本的支出では、建設改良費で事務費11万9,000円を追加、これらは給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正となっております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(宇佐美まり) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) ないようでございますので、日程第7、議案第66号の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時52分

○委員長(宇佐美まり) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第62号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） 日程第8、議案第62号、「令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、引き続きまして、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）中、文教厚生常任委員会所管課分の主なものにつきまして、主要事項調書、横表の資料でご説明を申し上げます。

横表の2ページ、事業番号8番、子育て支援課所管の子育てのための施設等利用給付費でございます。

認可外保育施設の利用者が当初の想定を上回ったため、不足する費用といたしまして87万円を追加するものでございます。

次に、事業番号11番、社会教育課所管の放課後児童健全育成事業費でございます。

こちらは、主要事項調書1ページを併せてご覧ください。

来年度におきます宇治田原小学校の入学予定児童が多くなることを見込まれますことから、安全な保育環境を確保するため、児童育成施設の増築に向けまして、当該施設建設に係る設計業務に要する費用として262万3,000円を追加するものでございます。

以上、文教厚生常任委員会所管の主なもののご説明とさせていただきます。

○委員長（宇佐美まり） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第62号に係る関係課所管分について、質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） それでは、主要事項調書の1ページの放課後児童健全育成事業費について、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

まず、軽量鉄骨造平家建ということで予定されていますけれども、どのような建物を想定してはるんですかね。簡易的な建物を想定してはるんですか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） こちらにつきましては、簡易的といいましても、昔のプレハブのようなものではなくて、今、プレハブの建築物もかなりよくなっておりますので、プレハブもしくはユニットハウスの的に、簡易に、比較的費用もかからずに建てられるというものを想定しております。

○委員長（宇佐美まり） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） もう一つ、将来的に小中一貫校を目指している中、田原小学校と宇治田原小学校が維孝館中学校辺りに設置する、新築するという計画を今されていると思うんです。それが実現したときに、将来的な、このまるやま交流館になると思うんですけれども、その辺の取扱いというのはどういうふうを考えておられますか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） まずは、今現在の、当面のこの5年ぐらいのあたりには、やはり2クラスが必要であるということも考えまして、簡易な建物にしているというところですが、そもそも耐用年数的にも、そういった建物は長く使用するということが想定されていませんので、撤去も可能であるということと、また、あそこはまるやま交流館でございますので、それと併設して利用方法ということも、また別のことも考えられるかなというふうには考えております。

○委員長（宇佐美まり） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） はい、分かりました。では、よろしくお願いします。

○委員長（宇佐美まり） 今西委員。

○委員（今西利行） 私も関連してですけれども、施設は、大体いつ頃完成する予定ですか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 今、設計費用を上げさせていただいておりますが、新年度に建築に早々にかかれるようにということで、準備行為としてさせていただいております。できるだけ早い時期にと思っておりますが、簡易な建物で、どれくらいかかるのかということもまた、設計をした段階で相談する中で、可能な限りというところで、間に合えば2学期か夏休みのどちらかで完成できればというふうに、急ぎやりたいと思っております。

○委員長（宇佐美まり） 今西委員。

○委員（今西利行） 入学予定児童数を考えれば、今でも混雑していると思うんですけれども、かなりの人数になると考えられるんですけれども、その施設が、1学期始まってしまいますよね、そのときに、どのような対応というか、考えているのか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） そちらは、希望者の数を確定しましてからの検討にはなるんですが、学校のほうとも相談しまして、例えば本当に、1学期が多くの人数的にご利用がいただけるようでしたら、確実に空き教室がどこであるということも、また踏まえて

相談にはなりますが、どちらか使える教室を活用して、例えばその時期だけは、利用の時間帯が遅い高学年だけがそちらの教室を利用するという形で混雑を防ぐとかいうことを、今後ちょっと検討していきたいと思っております。

○委員長（宇佐美まり） 今西委員。

○委員（今西利行） 先ほどの安全面のこともあるんですけども、道を渡らなくてはならないとか、そういう面とかありますので、安全面を含めて、指導員の補充等々については考えておられますか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） この新施設に関しては、まるやま交流館の敷地内の、今ある建物のすぐ横に造る予定ですので、新たにできれば、それは問題ないと思っておりますし、1学期とかの間の学校というところでしたら、今までも登所いただくときには、そういうことも配慮した上で来ていただいていたので、学校内にある分に関しては、1学期間に関しては問題ないというふうに考えております。

○委員長（宇佐美まり） 今西委員。

○委員（今西利行） 十分そのあたりも考えて、対応していただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の放課後児童健全育成事業費なんですけれども、今の聞いていますと、今現在の建物の横いうんですか、前か横か知りませんが、敷地内に建てるということなんですけれども、過去、私が見に行ったときに、ちょうどコロナのときに、大変混雑しているということも、前にお話しさせていただいたことあったんですけれども、今回敷地内の、言うたら空き地、運動場みたいな感じで一部使っていたと思うんですけれども、そこに100平米のものを建てるいうたら、それだけ面積が狭くなるわけですよね。そのあたりはどうなんでしょう、差し支えないんでしょうか。これ、人数増えてということなんですけれども。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 今現在、もう古くなってしまっている木製遊具がある場所がありますので、ちょっとそちらの遊具のほうを、そちらも古くなっていて、ちょっと危ないということも指導員のほうからも聞いておりますので、そちらを撤去して、その場所というふうに考えております。

敷地全体としては、割と広い敷地を、まるやまのほうはございますので、そちらのほ

うで差し支えないように建築していきたいなというふうに考えております。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） 分かりました。

もともと、あまり変わらないというような、変わらないいうたらおかしいですけども、広場のほうは、そういう理解でいいんですかね。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 遊具があった部分に関しては、やはり建物が建ちますので、その部分は使用できなくなりますが、前面のほう、入っていった手前のほうは、敷地としてはありますので。もちろん、建物一つ建てるということで、敷地としては全体的には、そちらのほうは狭くはなりません。

○委員長（宇佐美まり） 原田委員。

○委員（原田周一） 分かりました。よろしくをお願いします。

○委員長（宇佐美まり） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、木製遊具の近く、大体場所のイメージは分かったので、あの場所は確かに、10メートル掛ける10メートルなので、それぐらいの広さということで理解できました。

それと、いわゆる新しい仕様のプレハブということで、この補正予算の中には当然、夏場の暑い時期の空調施設なんかの費用は入っているのでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 立原課長。

○社会教育課長（立原信子） 今回上げさせていただいていますのは設計費用ですので、これから、これで設計しまして、来年度の予算の中で建築費用を上げていく、その中にそういった設備も含んでいくということで想定しております。

○委員長（宇佐美まり） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 設計やということで、うっかりしていました。設計なので、もちろんそういうことに関しては、来年度の予算でしっかり、空調なんかも当然、大事なところら辺なので、しっかりお願いしたいと思います。

以上です、すみません。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第8、議案第62号に係る関係課所管分の質疑を終わります。

---

◎議案第72号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） 次に、日程第9、議案第72号、「令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局より説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第72号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書1ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出それぞれ7,141万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ54億294万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、まず、横表の資料によりご説明を申し上げます。

横表資料事業番号1番、福祉課所管の住民税非課税世帯等への価格高騰緊急追加支援給付金事業費といたしまして、財源は全額、国の交付金を充当するものでございます。

ここで、主要事項調書1ページをご覧ください。

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい世帯への負担軽減を図るため、6月議会において補正をお願いいたしました価格高騰緊急支援給付金3万円に加えまして、今回7万円を追加で支給する費用として、6,291万7,000円を補正するものでございます。

次に、横表資料事業番号2番、学校教育課所管の小中学校給食費支援事業費でございます。

こちらも、主要事項調書2ページを併せてご覧ください。

物価高騰に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、2学期分に引き続き、3学期分の給食費を町が負担するための費用といたしまして、850万円を追加するものでございます。

本事業は、京都府の子どもの給食臨時支援事業費補助金も一部活用いたしますが、さきの住民税非課税世帯等への価格高騰緊急追加支援給付金事業費と同様に、国の臨時の交付金を財源とするものでございます。

当交付金を含む国の補正予算成立が11月19日でありましたが、なるだけ早期に事業着手をするため、追加上程をさせていただいたものでございます。

以上、一般会計追加補正に係る説明とさせていただきます。

○委員長（宇佐美まり） 説明が終わりました。



これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。森山委員。

○委員（森山高広） 主要事項調書の1ページ目の件についてです。

2問あります。

まず、1問目ですが、住民の方、課税世帯の方からの声がありまして、非課税世帯の方が大変なのは分かりますが、課税世帯も物価上昇だけでなく、増税や社会保険料の上昇でしんどいです。もういい加減にしてほしいとのこと。といった声に、町の考えは。

○委員長（宇佐美まり） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 今回補正をお願いしているものは、あくまでも国の財源を使いまして、用途が非課税世帯にと限られた補助金といたしますか、交付金になっております。ですので、これをやらないという選択肢はないものと考えておりますけれども、それ以外、今委員がおっしゃったような非課税世帯以外への手当てというものに関しましては、それ以外の重点交付金などを活用しながら、今後検討していく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（宇佐美まり） 森山委員。

○委員（森山高広） 課税世帯の方にはそう伝えておきます。

それよりももっと大きな問題が、これにはあると思っています。アジアの国でも、日本を見て、政治家・役人・国民が5年後、10年後のことすら考えず、超短期思考で今のことしか考えておらず、構造的に全てが終わりを迎えるまで解決できないとの評価を見ます。調べれば調べるほど、言われるとおりになっています。そして、この給付金もその一つであると考えます。

物価高騰とありますが、実際には、世界的に見ても日本の物価上昇率はかなり低い値になっており、周辺国の通常時の上昇率程度になっています。この程度の数値は、経済危機でもない限り、これからも普通になりますし、逆に物価上昇を維持できないと、さらなる苦境につながります。したがって、このような短期的思考な給付金で対応すべき問題ではなく、もっと根深い問題として対応すべきと考えます。

また、給付金では、既に重い負担、つまり各種の税金や社会保障費を負っている納税世帯の負担増につながりますが、現実には限界に近いぐらいの負担になってきています。

この視点について、町の考えは。

○委員長（宇佐美まり） 町長。

○町長（西谷信夫） 森山委員のご質問でございますけれども、今、世界経済、特に安全保障面では大変な状況になっておりまして、そういった中でも、やはり燃油高騰等、そういう部分でも上がってきておると。他国に比べてどうかということもございまして、政府においても、あらゆる経済対策、物価高騰対策に鋭意取り組んでいただいております。

本町の今の提案させていただいております住民税非課税世帯への価格高騰緊急追加支援というものにつきましても、やはり国の動向等を踏まえる中で、本町もそれには乗っていかないという手はないであろうというところでございます。

世界的なお話をされますけれども、私自身は、宇治田原町のことについて、未来永劫、やはり持続可能な町になるようにということで、あらゆる施策に取り組んでおるところでございます。

世界の動向、また、そういうことによって影響は出るものの、できるだけカバーできるように、住民の皆さんの暮らしを守るために、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宇佐美まり） 森山委員。よろしいですか。

○委員（森山高広） 以上です。

○委員長（宇佐美まり） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 一番最後の米印のところに、1の支給方法については、国通知等により変更の可能性があるというふうに書いてあるんですけども、報道でよくデジタル担当大臣がおっしゃっている、スマートフォンでQRコードを読みとるとかそういうイメージのことで、それによって、町の対応が変わってくるのでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 主要事項調書の一番下段に書かせていただいております四角括弧1の支給方法についての記載なんですけれども、こちらにつきましては、この給付金につきましては、早急にという意味をやはり念頭に置いて、実施していかなければならないというふうに考えております。

この米印の部分につきましては、今回、令和5年度の非課税ということで、既に3万円の方々、3万円の支給をさせていただいている実績もございまして、今回、追加で7万円ということになりますので、既に3万円を支給させていただいている方々につきましては、これまでのような確認書をこちらから送付いたしまして、返送いただいて審査・

支給という手続ではなくて、既に審査が終わっているというふうに解釈をいたしまして、その方々につきましては即時、給付金については口座振込という形で手続を終えた後に支給の通知という形でご案内をさせていただくということで、迅速化につなげていきたいという意味を込めて書かせていただいております。

ただし、国の制度設計によりまして、この方法が駄目だということになりましたら、その点については変更があるという意味も重ねて、「変更の可能性あり」という記述を加えさせていただいているという次第でございます。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。上野委員。

○委員（上野雅央） 1番の、今の1ページの主要事項調書なんですけれども、この給付金、今、手続も大変ですけれども、もしこれ通れば、手続上、いつ頃の支給になるのでしょうか。

○委員長（宇佐美まり） 中村課長。

○福祉課長（中村浩二） 確定した時期につきましては、やはりシステム改修等の事務作業が若干発生いたします。それが完了次第、早急にとというご返答になるかと思えます。

ただ、事務を進めていく上で、なるべく期間を短縮して、早急に対象の方々に支給ができるようにということを念頭に事務を進めていきたいというお答えにさせていただきたいと思えます。

○委員長（宇佐美まり） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

大変ですけれども、みんな、困窮されている方、困っておられるので、なるべく早くに支給できるよう、よろしく願いいたします。

○委員長（宇佐美まり） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第9、議案第72号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第63号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） 次に、日程第10、議案第63号、「令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局より説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計

(事業勘定) 補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案第63号の1ページ目に書いてございますように、予算総額に歳入歳出それぞれ2,005万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,243万2,000円とするものでございます。

議案の後ろのほうにつけております横表のほうで、概要を説明させていただきたいと思っております。

番号のほうは1から6までございますけれども、大きくは3つの内容になります。

1つ目が、昨日の文教厚生常任委員会のほうで、関連する改正条例案をご審査いただきましたが、出産被保険者の産前産後期間の保険税減免に伴うものでございまして、事業番号3番の電算システムの開発費として62万1,000円、それから事業番号6番の、この保険税減免に伴います公費負担分について、一般会計から繰入れを行うことによる財源更正、こちらのほうが産前産後期間の保険税減免に伴うものでございます。

2つ目といたしまして、人事院勧告、また人事異動等に伴います人件費の関係でございまして、事業番号1番、2番、職員人件費と会計年度任用職員報酬等の補正で、計10万5,000円の減額となっております。

3つ目といたしまして、今年度の医療費等の推移に基づく支出の増加見込みに伴う費用の追加でございまして、事業番号4番、5番、それぞれ高額療養費、葬祭費について、計1,954万2,000円の増額を計上させていただいております。

表の列中ほどに、財源内訳という欄がございます。

議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

こちらのほうは、見開きで歳入の費目のほうを計上しております。先ほどの横表の特定財源、それぞれの内容をこちらのほうで計上しておりますので、またご覧おきいただけたらと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長(宇佐美まり) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宇佐美まり) ないようでございますので、日程第10、議案第63号の質疑を終わります。

---

## ◎議案第64号の説明、質疑

○委員長（宇佐美まり） 次に、日程第11、議案第64号、「令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局より説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村浩二） それでは、議案第64号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

A4横1枚物、補正予算の概要を用いてご説明をさせていただきます。

まず、歳出補正に係るご説明となりますが、介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定予算におきまして、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費補正といたしまして126万1,000円を追加するとともに、介護保険システムの改修費用12万2,000円を追加するもので、合計138万3,000円を追加して、補正後の予算総額を8億3,166万5,000円とするものでございます。

また、サービス事業勘定予算におきまして、町一般職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員に係る人件費補正といたしまして12万2,000円を追加し、補正後の予算総額を582万2,000円とするものでございます。

次に、歳入補正に係るご説明に移ります。

議案書の6ページ、7ページ目をご覧いただきたいと存じます。

先ほどご説明させていただきました保険事業勘定予算歳出追加補正に関連いたしまして、第3款国庫支出金にて介護保険事業システム改修費補助金6万円を計上し、また、第7款繰入金におきまして、職員人件費補正を含み、その他事務費繰入金132万3,000円を計上しておるところでございます。

続きまして、14ページ、15ページ目をご覧いただきたいと存じます。

サービス事業勘定予算の歳入に係るものでございます。

サービス事業勘定予算歳出追加補正に関連いたしまして、第2款繰越金にて前年度の繰越金12万2,000円を計上し、歳出歳入それぞれ計上しておるところでございます。

補正予算の説明につきましては以上となります。

○委員長（宇佐美まり） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） ないようでございますので、日程第11、議案第64号の質疑を終わります。

### ◎議案第62号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 以上で審査が全て終わりましたので、直ちに討論、採決に入ります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 異議なしと認めます。

まず、議案第62号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第62号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手多数であります。よって、議案第62号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

### ◎議案第63号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第63号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第63号、令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第63号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

### ◎議案第64号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第64号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第64号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第65号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第65号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第65号、令和5年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第66号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第66号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第66号、令和5年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第66号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第67号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第67号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第67号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第67号は原案どおり可決す

べきものと決しました。

---

#### ◎議案第68号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第68号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第68号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手多数であります。よって、議案第68号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第69号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第69号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第69号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手多数であります。よって、議案第69号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第70号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第70号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第70号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）



○委員長（宇佐美まり） 挙手全員であります。よって、議案第70号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

◎議案第72号の討論、採決

○委員長（宇佐美まり） 次に、議案第72号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宇佐美まり） 討論なしと認めます。

これより議案第72号、令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宇佐美まり） 挙手多数であります。よって、議案第72号は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月18日の本会議において討論される方は、配付しております討論通告書を12月14日木曜日午後5時までに議長宛て提出をお願いいたします。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

以上で予算特別委員会を閉会することにいたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時26分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長                      宇 佐 美      ま      り